

## 總括意見

## 第 1 部

### 新しい時代の官庁施設の整備

# 第1章 官庁施設整備の基本的考え方

## 1. 官庁施設整備の基本的考え方

官庁施設は、豊かで安全な暮らしを支える国民共有の資産として、親しみやすく、便利でかつ安全であり、それぞれの用途に応じた機能を十分に発揮できるようその整備を進めなければならない。また、膨大なストックとなっている既存の官庁施設について、長期的視点から、徹底した有効活用を図らなければならない。

国民生活に密着した様々な官庁施設の整備に当たっては、国民の代理人としての発注者の責任を強く認識し、国民への説明責任を確実に果たすとともに、時代とともに変化する多様な国民のニーズに的確に対応し、適正な価格で良質なストックとなる施設づくりを進めていくことが求められている。

特に、官庁施設整備における喫緊の課題である地域と連携したまちづくりへの貢献、地球環境の保全、高齢者・障害者等へのバリアフリー施策、高度情報化への対応、震災等に対する防災対策、施設の長期有効活用のための対策について、重点的にその対応に取り組む必要がある。

このため、各省各庁は、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」（平成6年建設省告示第2379号）に基づき、適正な水準を有する官庁施設の整備を行う必要がある。

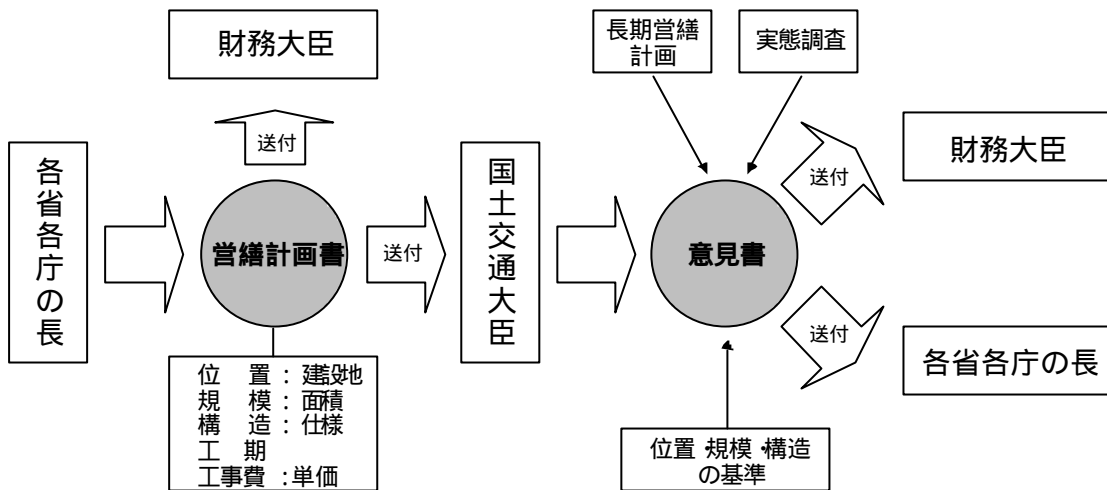
## 2. 計画的な官庁施設の整備

### (1) 営繕計画書に関する意見書制度の適確な運用

国土交通省は、国全体として良質で均衡のとれた施設整備に資することを目的として、各省各庁の長から国土交通大臣に送付される営繕計画書に関して、長期的な展望に立って施設整備を進めるために策定した長期営繕計画及び「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」を踏まえ、意見を述べている。今後とも、営繕計画書に関する意見書制度のより適確な運用に努め、各省各庁との連携を図り、合理的かつ適性の施設整備を推進する必要がある。

また、緊急性が高く社会的な影響が大きい重要課題については、中央官庁営繕担当課長連絡会議を活用するなど、各省各庁間の緊密な連携のもとに統一的な対応を図るものとする。

## 営繕計画書に関する意見書制度



### (2) 官庁施設の整備水準の確保

国土交通省は、各省各庁の施設整備水準の不均衡を解消し、施設規模の適正化及び施設の質的水準の維持・向上を図るため、「国家機関の建築物及びその附属施設の位置、規模及び構造に関する基準」を制定し、その具体的な技術基準として面積算定基準、新営予算単価等の基準類を整備している。これら官庁営繕関係基準類等については、営繕事務の一層の合理化・効率化のため、平成15年3月20日、17の技術基準類及び工事書式類が「統一基準」として決定された。各府省庁においては、公社、独立行政法人等に移行する組織も含め、「統一基準」の使用を徹底し、今後とも営繕事務の合理化・効率化を推進することとしている。

#### 適正な施設規模が確保された官庁施設の整備

国土交通省は、官庁施設の適正な施設規模を確保し、一般行政事務の高度化・情報化に対応した執務環境の整備など、官庁施設の質的向上を図るため、規模算出の基準として新営一般庁舎面積算定基準を定めている。引き続き、これに基づき所要面積の充足を図るとともに、官庁施設を取り巻く社会情勢の変化に応じた基準の見直しを進め、よりの確な対応を図るものとする。

#### 適正な予算単価に基づく官庁施設の整備

国土交通省は、官庁施設を取り巻く状況等の大きな変化の中で、官庁施設の質的な整備水準を確保するため、「新営予算単価算定用標準庁舎」に基づき、毎年度、公共工事設計労務単価及び資材価格の変動と所要の質的改善に要する単価の変動を加味して、予算要求単価を算出している。平成16年度においても、今までのコスト縮減の実績を踏まえつつ、引き続き適正な単価の設定を図るものとする。

#### 適正な基準体系に基づく官庁施設の整備

国土交通省は、近年の社会経済情勢の著しい変化に伴い、多様化、高度化した行

政機能に対し、官庁施設の性能や品質を柔軟かつ的確に対応できるものとするため、平成13年6月、「官庁施設の基本的性能基準」を制定した。この基準は、適切な性能と品質を確保した施設整備を実施するため、官庁施設の基本的性能項目とその整備水準を示し、個別基準とともに基準体系を構築している。

### (3) 効率的で適切な保全水準の確保

官庁施設は、良質な社会資本のストックとして、長期間にわたり国民の社会経済活動に有効に活用されることが強く求められている。このため、施設の性能や機能が常に十分発揮されるよう適切な保全を行い、長期的耐用性を確保するとともに、運用段階における維持管理の効率的な執行及びエネルギー使用量や光熱水費の低減を図る必要がある。

また、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（平成13年6月閣議決定）において「既存ストックの有効活用」を図ることとされ、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月閣議決定）においても、その具体的な取組を進めることとされたほか、「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」（平成12年9月閣議決定）において、施設の耐久性の向上及び省資源・省エネルギー化を図ることによりライフサイクルコストの低減を図ることとされている。

平成14年3月に社会資本整備審議会から、「官庁施設のストックの有効活用のための保全の指導のあり方に関する答申」において、技術的基準については周知・徹底をより確実なものとするために政令化すべきとの答申を受けたことから、現在、保全に関する技術基準の設定及び官庁施設の施設管理者に対する適切な保全指導の方策について検討を進めている。

### (4) 長期計画に基づく施設整備

長期的な展望に立った良質なストックとしての官庁施設の整備を計画的に推進するため、官庁施設のうち行政機関の庁舎については、「第四次官庁施設整備10箇年計画」（平成13～22年度）を基本とし、本計画に社会経済情勢の変化を踏まえた適切な見直しを加え、官庁施設の整備を実施する必要がある。

また、「社会資本整備重点計画法」（平成15年3月31日法律第20号）に基づき、官庁施設のバリアフリー化、防災拠点官庁施設の耐震対策、環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）の整備等に関して、指標を定め整備を実施する。

#### 中央官庁の整備

「東京都市計画一団地（霞が関団地）の官公庁施設」の都市計画は、我が国の行政中枢機能を集中配置し、国際都市としての首都にふさわしい環境と景観を有する一団地とすることを目指してきた。この実現のために「市街地環境の整備の促進の

ための方策に関する答申「中央官衙（霞が関団地）整備計画の基本方針」（昭和51年12月建築審議会答申）に沿い、国会等の移転に関する検討状況を踏まえつつ、長期的な展望に基づく整備を行うものとする。また、平成13年4月の緊急経済対策及び同年6月の都市再生プロジェクト（第一次決定）を受け、PFI手法による中央合同庁舎第7号館の整備を含む既存街区の再開発を推進する。

#### 合同庁舎の整備

官庁施設の集約・合同化は、利用者の利便の向上及び公務の能率増進を図るために有効であるばかりでなく、土地の高度利用及び建設費の節減においても効果的であり、将来の行政需要の変化に応じた庁舎の使用調整が比較的柔軟に行うことができることから、施設の長期的な活用の点でも有効である。

このため、官庁施設の整備に当たっては、各省各庁との調整を図りつつ、計画的に合同庁舎の整備を推進する。また、防災上の重要度に応じて、建築物全体としての総合的な耐震性能の向上を図る。

#### 一般庁舎の整備

業務の内容、立地条件等の制約により、一般庁舎として建設することが適当な施設については、現有施設の老朽・狭あいの進行、敷地条件の変化等の要因を総合的に分析し、緊急性が高いものから計画的に整備を行う。

#### 既存の官庁施設の有効利用を図るための整備

膨大なストックとなっている既存の官庁施設の劣化した機能の回復と有効利用、様々な要因により低下している執務環境の望ましい水準への改善、行政に求められる新しい社会的要請への対応等を目的として、良好な施設機能の維持と耐久性の確保を図る計画的な修繕・改善を推進する。

特に、耐震安全性の目標に応じた総合的な耐震性能の向上、高齢者・障害者等の円滑な利用に資するバリアフリー化の推進、機能更新の際の環境負荷低減対策等について緊急性の高いものから計画的に整備を図る必要がある。

#### 独立行政法人に移行した機関の施設の整備

平成13年4月以降、独立行政法人に移行した機関の施設整備については、独立行政法人化の趣旨に鑑み、独立行政法人自ら行うことが前提となる。しかし、一方で、これらの施設は国費を用いて整備されることとなる。このため、官庁施設整備に関する技術基準を活用するなどして、それぞれの機関の特性やニーズに対応した中長期的な整備計画を適切に策定し、計画的、効率的な整備を図ることが望まれる。また、前述した官庁施設整備の基本的考え方に基づき整備水準が確保されることが望まれる。

### 3. 透明で効率的な整備プロセスの確保

社会経済環境が激変し、低成長社会への本格的な移行により行政分野での投資余力が

減退しており、社会の成熟化と多様化する社会ニーズの変化を受け、規制改革が一層強く求められているなど、行政分野に大きな変化が起こっている。行政分野に対しては、これまで以上に、官民の役割分担の徹底、NPMへの指向等の要求が高まっており、顧客指向・成果主義、プロセスを重視する説明責任が強く求められている。行政の一層の効率化、透明化・公平性の確保の重要性はますます高まっている。

官庁施設整備に関しても、行政全般に共通する環境変化に加え、特にストックの有効活用への移行、官民の役割分担（パートナーシップ）の変化、IT技術の進展等、取り巻く環境は大きく変化している。

これらを踏まえ、施設整備部局においては、良質な官庁施設を整備することはもちろん、そのプロセスにおいても、一層の効率化を図るとともに透明化・公平性の確保をより徹底していかなければならない。平成14年度においては、各府省庁において官庁営繕関係技術基準の統一化を行うとともに、競争参加資格申請手続の一元的な受付や電子入札の統一化に向けた検討に着手したところであるが、このような官庁営繕事務の統一化については、今後とも一層の推進を図っていく必要がある。

## 第2章 官庁施設整備における主要課題

### 1. 国民のニーズに対応する官庁施設のあり方

#### (1) 地域社会への寄与

官庁施設は、都市を構成する主要な機能の一つであり、適切な位置に一定のまとまりを持って計画的に整備することにより、利用者の利便及び公務能率の向上に資するものとなる。さらに、地方公共団体との連携の下、地域の特色や創意工夫を活かし、地方公共団体の地域整備計画との整合の図られた整備を推進することは、都市または地方生活圏の拠点の形成、良好な市街地環境の創造に大きく貢献するものである。

このような観点から、官庁施設の整備に当たっては、都市の中核施設となるとともに地方生活圏における交流拠点を形成する役割を担うものであることを再認識し、中心市街地活性化の観点に加え、広域での都市サービス機能の適正な配置についても考慮する必要がある。

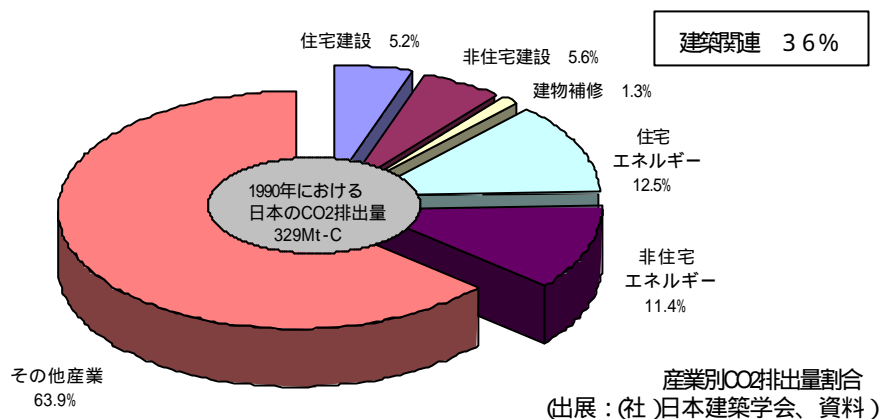
また、官庁施設は街並みや都市景観を構成する主要な要素でもあることから、地域社会の共有財産として、美しいまちづくりを誘導する核として整備を図る必要がある。

広域的な機能配置の取組として、東京一極集中を是正し国土の均衡ある発展を促進するため「多極分散型国土形成促進法」（昭和63年法律第83号）に基づく、国の行政機関等の移転に関する閣議決定を受け、引き続き官庁施設の円滑な移転整備を推進する必要がある。

#### (2) 環境への配慮

環境問題については、建設副産物の適正処理などの国民生活に近接したことから、ヒートアイランド現象等の都市環境、地球温暖化、オゾン層の破壊などの地球規模の環境保全に至るまで多岐にわたり、その対策を推進することが必要である。

地球温暖化対策に関しては、平成9年12月に地球温暖化防止会議京都議定書が採択され、平成14年3月に「地球温暖化対策推進大綱」が政府の地球温暖化対策推進本部で決定された。このうち、民生部門に分類される建築関連分野においては、我が国のCO<sub>2</sub>総排出量のうち36%を占めており、CO<sub>2</sub>排出量を1990年度比2%減とすることを目標としている。



このほか、循環型社会の形成を促進するため「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）（グリーン購入法）が制定され、国等の公的機関は率先して、環境物品等への需要の転換を図ることとされている。また、我が国では、資源利用の約50%を建設資材が占めるとともに、産業廃棄物全体の最終処分量の40%を超える量を建設廃棄物が占めている状況にある。今後、人口増大期に建設された建築物等が更新の時期を迎えることから建築解体廃棄物等の発生量も増大していくと予測されており、国土交通省では「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）（以下、「建設リサイクル法」という。）を定めている。

官庁施設の整備においては、環境負荷の低減に資する技術を積極的に採用するとともに、その運用段階における適正な運転・監視によるエネルギー使用量の縮減を図るなど、総合的な環境負荷低減対策を進めていく必要がある。

また、建設リサイクル法の全面施行を受け、これまで以上にリサイクルの推進を図り、総合的な建設副産物対策に関する取組を進める等、省資源、省エネルギー型社会の構築に向け、先導的役割を果たしていくことが重要となっている。

### （3）安全の確保

平成7年1月の阪神・淡路大震災においては、官公庁施設も少なからず被害を受け、通信設備や電源設備の被害、ライフラインの途絶等により、行政サービスの提供のみならず、情報収集・伝達等、保有すべき地震防災機能が発揮できなかった事例も数多くあった。また、平成13年3月の芸予地震においては、公共建築物等の天井材等、非構造部材が落下する被害が多く見られ、総合的な耐震性能の確保の重要性が再認識された。また、急傾斜地等において多発している土砂災害対策、集中豪雨による地下空間浸水対策、都市における土壤汚染対策等、安全の確保に関する新たな課題も生じ

ている。

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）が施行後、国土交通省では、平成8年10月に「官庁施設の総合耐震計画基準」及び「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」を制定し、各省各庁、地方公共団体等に周知するとともに、広く公表している。これらの基準は、官庁施設として必要な耐震性能の確保を目的として、官庁施設の地震災害及びその二次災害に対する安全性に関する基本事項について定めるとともに、施設の維持管理についても定めている。

官庁施設の整備に当たっては、安全で災害に強い国づくりに寄与するため、これらの基準に基づく総合的な耐震性能の確保及び既存施設の計画的な診断並びに所要の改修整備を推進する必要がある。

さらに、阪神・淡路大震災の教訓から、地震防災機能を担う国、地方公共団体、公共・公益機関の連携が特に重要であることが認識されており、官庁施設の整備に当たっては、これらの機関等との有機的な連携に配慮した施設づくりに努める必要がある。

#### （4）利用者の利便性の向上

我が国では、本格的な少子・高齢社会の到来とともに、高齢者や障害者を含む全ての人々が自立した社会の一員として参画できる、生き生きとした社会を実現することが重要な課題となっている。

平成7年11月に「高齢社会対策基本法」が制定され、平成7年12月に政府の障害者対策推進本部において「障害者プラン」が策定された。また、平成6年6月には「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成6年法律第44号）（ハートビル法）、平成12年5月には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年法律第68号）（交通バリアフリー法）、が制定され、平成15年4月には「ハートビル法」の改正が行われた。

幅広く国民が利用する官庁施設の整備に当たっては、高齢者や障害者を含む全ての人々が円滑に利用できるように、ユニバーサルデザインの視点に立つ、さらにきめ細かな施策を推進する必要がある。

また、近年の高度情報化社会の進展は、国民生活の中に様々な形で浸透してきている。行政分野においても「行政情報化推進基本計画」（平成6年12月閣議決定）を踏まえ、各省各庁は、総合的かつ効率的で的確な行政の実現と、分かりやすく透明性の高い行政サービスの提供を目指した情報施策を推進しているところである。平成12年11月に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（平成12年法律第144号）（IT基本法）が成立、13年1月には「e-Japan戦略」が決定されるなど、IT革命の推進に向けた取組がなされており、政府自身も平成15年度までに電子政府の実現を行うこととしている。また、15年7月には、IT戦略の第2弾と

して、ITの利活用戦略を柱とした「e-Japan戦略」が決定され、「元気・安心・感動・便利」な社会の実現を目指すための様々な方策等が示されたところでもある。一方で、一般行政事務分野での情報通信機器の大幅な導入の影響により、執務者に与える新たなストレスが生じることが懸念されている。

このため、官庁施設の整備に当たっては、執務能率の向上を図り、利用者が快適に行政サービスを楽しむことができる施設整備水準を確立し、今後の行政情報化に十分対応可能で、かつ、ゆとりとうるおいのある施設の整備を推進する必要がある。

#### (5) 長期的耐用性の確保

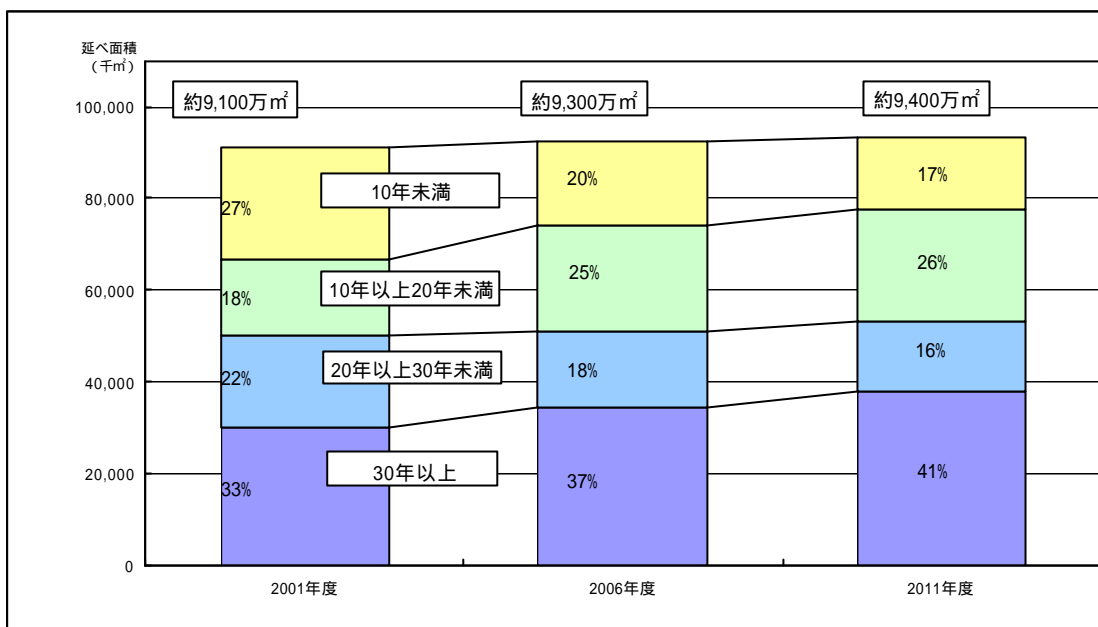
社会経済情勢の変化を受け、より効率的な財政投資が一層強く求められている中、今後の社会資本の整備に当たっては、更なる長寿命化を目指し、資源の有効利用と環境負荷の低減を図ることが求められている。

膨大なストックを形成している官庁施設は、10年後には、建築後30年以上経過した施設が40%を超えると予想される一方、機能劣化に対する安全性の確保や高度情報化、バリアフリー化など社会的ニーズに対応するための適切な機能改善も行う必要がある。今後、修繕や改善の費用が増加することが予想される。また、ライフサイクルコストの低減や地球温暖化対策の観点からの二酸化炭素排出量抑制等の環境保全に対する取組も重要な課題となっている。

このため、国民共有の資産である官庁施設の整備に当たっては、長期間、良好なストックとして活用できる基本的性能を持つ施設整備を行うことなど、良質で、かつ、長期的耐用性を有するものとして整備を推進する必要がある。

官庁施設のうち特に庁舎については、社会情勢・行政ニーズの変化、情報通信機器の導入に伴う施設の利用状況の変化、また、執務機能等を支援する設備機器・配管等の機能の劣化による更新、といった様々な状況の変化に柔軟に対応することが求められる。このため、社会情勢の変化に的確に対応可能で、建築及び設備のそれぞれの特性に応じた計画的かつ総合的な改修・改善（リノベーション）にも配慮したフレキシビリティのある官庁施設を整備する必要がある。

さらに、膨大な既存官庁施設のストックに係る修繕関連費の増大や地球環境保全に鑑み、既存の施設を可能な限り有効に活用するために、適正な保全を図る必要がある。保全に関する評価等を施設整備に的確にフィードバックする方策の充実等、保全と施設整備の連携を強化する必要がある。



### 国家機関の建築物のストックの長寿命化（将来予測）

財務省国有財産情報公開システムデータより推計  
 （施設管理形態が今後とも同等と仮定し、2002年3月31日を基準に算定）

## 2. 実施手法の見直しと一層の効率化を図る施設整備のあり方

### （1）国民に分かりやすい施設整備

社会資本の整備水準の向上と、環境への意識の高まりなど、行政に対する国民のニーズの多様化を背景に、公共事業については、工事の発注に関する批判から大規模プロジェクトの必要性を問う議論に至るまで、国民の厳しい視線が注がれてきた。国民の理解を得ながら社会資本整備を進めていくためには、公共事業の各実施段階を国民に対してさらに説明性の高いものへと改善を図ること、幅広い情報を積極的に国民に提供し共有していくことが必要である。

また、社会資本整備や地域づくりは、本来、国民と行政の協働、共創作業である。人の生活と自然との関係、社会資本と地域文化との関係までを視野に入れたコミュニケーションを通じて、国民と行政の信頼関係をもとに良質な社会資本の蓄積を行っていく必要がある。

官庁施設は、施設そのものが国民共有の資産であることはもとより、地域の中核施設として機能する場合も多いことから、事業実施過程の透明性を高め、国民や地域とコミュニケーションを図りながら、社会的な合意を円滑に形成しつつ整備を推進していく必要がある。

### （2）新たな発想に基づき国民の信頼に応える調達

社会資本の整備に当たっては、従来の手法にとらわれることなく、新たな発想に基

づき、民間事業者の創意工夫を活用することが重要である。「緊急経済対策」（平成13年4月経済対策閣僚会議）を踏まえた「都市再生プロジェクト（第一・二次決定）」（平成13年6月・8月都市再生本部）により、中央官庁施設等公共施設等の建設、維持管理等に当たって、民間の資金やノウハウ等を活用したPFI方式を積極的に導入するとされており、引き続き検討を進める必要がある。

また、平成6年1月に「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」が策定され、工事における一般競争入札方式及び設計業務委託における公募型プロポーザル方式等が導入され、平成8年1月に発効したWTO政府調達協定を実施するため、国の物品等又は特定役務の調達手続を定める政令が改正されてきた。平成10年2月には中央建設業審議会において「『建設市場の構造変化に対応した今後の建設業の目指すべき方向性について』～技術と経営に優れた企業が伸びられる透明で競争性の高い競争環境の整備～」が建議され、民間の技術力を活用した多様な入札・契約方式の導入等が示された。

さらに、平成12年11月には「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）（以下、「適正化法」という。）が制定され、翌年3月、同指針（適正化指針）が閣議決定され、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図るための様々な措置に関するガイドラインとして示された。

官庁施設の整備に当たっても、これらの新たな入札・契約手続の的確な運用により、その透明性・客観性及び競争性の一層の確保を図る必要がある。

### （3）効率性と実施過程の透明性の確保

公共事業については、国民からその必要性、効率性に関し厳しい指摘を受けているものもある。公共事業の実施に当たっては、限られた財源を最大限有効に活用する努力を払うとともに、そのプロセスについて透明性を向上し公正さを確保することが公共事業発注者の責務となっている。国土交通省を始めとする公共事業関係省庁は、平成10年3月、公共事業の再評価システムの導入及び新規事業の採択時の費用対効果分析について取りまとめ、内閣総理大臣に報告した。さらに、国土交通省では、平成13年7月、営繕事業を含む「その他施設費」に係る新規事業採択時評価及び再評価の実施要領を策定し、事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の確保に努めることとした。

平成14年4月には「行政機関が行なう政策の評価に関する法律（行政評価法）」が施行され、政策の事前評価、業績測定、プログラム評価の実施のほか、個別事業についても、新規事業採択時評価、再評価の実施が位置付けられている。

官庁施設の整備に当たっては、事業の新規事業採択時評価及び再評価について適切に行い、その結果を公表するとともに、事後評価を導入することにより、事業評価シ

ステム全体の拡充を図る必要がある。

#### (4) 適正な価格で良質な施設の整備

公共工事のコスト縮減については、平成9年4月に政府が策定した行動指針に基づき、平成9年度から11年度の3年間で一定の成果を得られたものの、依然として厳しい財政状況の下で引き続き社会資本整備を着実に進めていくことが要請されており、平成12年9月、政府は「公共工事のコスト縮減対策に関する新行動指針」を策定し、新たなコスト縮減施策を進めていくこととした。

しかしながら、効率的に社会資本整備を進めていくためには、これまでに実施してきたコスト縮減施策の定着を図ることに加えて、新たな縮減施策への取組が重要な課題となっている。このため、平成15年度からは、公共事業の全てのプロセスをコストの観点から見直す「コスト構造改革」に取り組むこととしている。

官庁施設の整備においても、コスト縮減に資する諸施策を速やかに実施するとともに、その効果が可及的速やかに得られるよう最大限の努力を行う必要がある。また、今後は、これまでの成果を活かしつつ、持続的かつ発展的にコストの縮減に取り組む必要がある。

一方、公共事業のコスト縮減の推進と競争性の拡大はいずれも工事の品質を確保することが前提であり、公共工事の品質確保は極めて重要な課題となっている。そのためには、まず発注者の役割・立場を整理し、発注者と受注者間の責任範囲を明確化することが必要である。国土交通省は、平成10年2月「公共工事の品質確保等の行動指針」を策定し、品質確保に関する諸施策を示した。また、発注者責任研究懇談会において、国、地方公共団体等発注者は「公正さを確保しつつ良質なものを低廉な価格でタイムリーに調達する責任」を有していること、そしてその責任を果たすための役割等が示された。

官庁施設の整備に当たっても、発注者としての責任を果たしつつ良質なものを調達することが必要である。また、品質確保のため技術者・技能者の技術力の向上、技術研究開発の促進と技術基盤の整備、品質を担保するための方策の整備等が必要である。

#### (5) 効率的・効果的な官庁営繕行政

国民共有の資産である官庁施設の整備に際しては、利用者の利便性の向上、職員の公務能率の向上のほか、近隣住民および国民にまで視点を拡大した多様な顧客に対する満足度の向上を図る必要がある。

現下の厳しい財政状況において、行財政改革の推進は喫緊の課題であり、営繕事業をこれまで以上に効率的・合理的に推進するためには、各省の枠を越えた関係事業間の連携強化、基準類の統一化等による施設整備水準の統一及び行政手続の統一化等による事務の効率化が必要である。

また、膨大なストックとなっている国家機関の建築物全体の有効利用と今後の計画的な整備の推進を図るため、適正な保全の実施、評価及び改善を行うとともに、官庁施設整備に関するデータの体系的な再整理が必要である。

効率的・効果的な官庁営繕行政を推進するためには、官庁営繕の本来あるべき姿を再構築し、国民からの負託及び時代の要請に応えつつ常に果たすべき役割を見極め、着実に実施していく必要がある。

### 第3章 官庁施設整備の主要課題に対するための施策

#### 1. 国民のニーズに対応する官庁施設整備の推進

行政サービスに対する国民のニーズは、今後さらに高度化・多様化していくことが想定される。国民ニーズに、より一層的確に対応した整備を推進するとともに、ゆとりと  
うおいのある快適な執務環境を有する官庁施設の整備を推進する。

##### (1) まちづくりへの貢献

利用者の利便の増進や官公庁間の公務連携の効率向上を図るとともに、良好な市街地環境の形成に資するため、また、市町村による地域の特色や創意工夫を活かしたまちづくり計画に基づき、魅力と賑わいのある都市の拠点の形成を図るため、快適で質の高い地域づくり・まちづくりに貢献する官庁施設の整備を推進する。

さらに、官庁施設を地域の活性化のための資源として再認識し、継続的な地域とのコミュニケーションを図ることで、それぞれの特性やニーズを把握した、地域との連携による官庁施設の整備を推進する。

また、官庁施設の整備に当たっては、地域の歴史的、文化的環境及び自然環境を十分考慮し、街並みへの配慮、緑化、歴史的建築物の保存・活用等を通じて景観に配慮した施設整備を推進する。



歴史的建築物の保存・活用例 (国立国会図書館国際子ども図書館)

国の行政機関等の移転に係る官庁施設の整備に当たっては、国の地方支分部局の集团的移転及びその他の研究・研修機関等の移転の円滑な推進に努め、まちづくりと連携した地域に貢献する施設整備を行う。

国土交通省は、従来から一団地の官公庁施設及びシビックコア地区整備制度を活用した官庁施設の整備を行ってきており、引き続きこれに基づく整備を推進するとともに、関連する都市整備事業と連携を図りつつ、地方公共団体の施設や民間建築物と総合的・一体的な整備を推進する。

## (2) 環境負荷低減への取組

環境負荷の低減及び豊かで快適な環境の創造のため、官庁施設の整備に当たっては、周辺環境への配慮、運用段階の省エネルギー・省資源、長寿命化、エコマテリアルの使用及び適正使用・適正処理の観点から総合的な対策を講じる。

また、環境ホルモン物質、ダイオキシン問題や室内環境汚染（揮発性有機化合物（VOC））によるシックビル症候群などの地域環境・室内環境問題について検討を進めるほか、豊かで快適な生活の創造の観点から、総合的な環境負荷低減対策を図った良質な施設の整備を推進する。

建設リサイクルについては、「建設リサイクル法」等に基づき、事業の計画、設計、積算、工事の各段階において、建設廃棄物の発生抑制、再利用、適正処理等を積極的に推進する。



グリーン庁舎のイメージ図

国土交通省は、ライフサイクルCO<sub>2</sub>排出量を主な指標として、その低減に配慮した環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）の整備を推進するとともに、膨大なストックを抱える既存施設についても、環境配慮診断・改修（グリーン診断・改修）を推進し、環境負荷低減に努める。また、太陽光発電等の新エネルギーの導入、屋上緑化等、生活にゆとりと潤いをもたらす整備を先導的に推進する。

### （３）地域の防災拠点の形成

今後の官庁施設の整備に当たっては、災害応急対策活動に必要な施設を中心として、災害対策の指揮・情報伝達、救助・医療・消火、避難、危険物貯蔵等、その用途に応じて定められる耐震安全性の目標に合わせて建築物全体としての総合的な耐震性能を確保するよう整備を推進する。

さらに、地震防災機能が確保されていない可能性のある既存施設については、災害応急活動施設を中心として、早期に耐震診断を実施し、施設の防災上の重要度、耐震診断の結果等を考慮して、緊急性の高いものから計画的に必要な補強、改修等を実施する。特に、災害対策活動等を行う官庁施設については、通信設備や電源設備のバックアップ機能を備えるとともに、生活用水・燃料等を確保できる施設を整備する。

国土交通省は、「官庁施設の総合耐震計画基準」及び「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」（平成８年１０月）に基づく整備を推進するとともに、シビックコア地区整備制度を活用し、地方公共団体の施設整備や関連する都市基盤整備事業との適切な役割分担のもと、防災関係機関相互の円滑かつ効果的な連携が可能となるような防災拠点の整備を推進する。



防災機能を備えたシビックコア地区（高松）

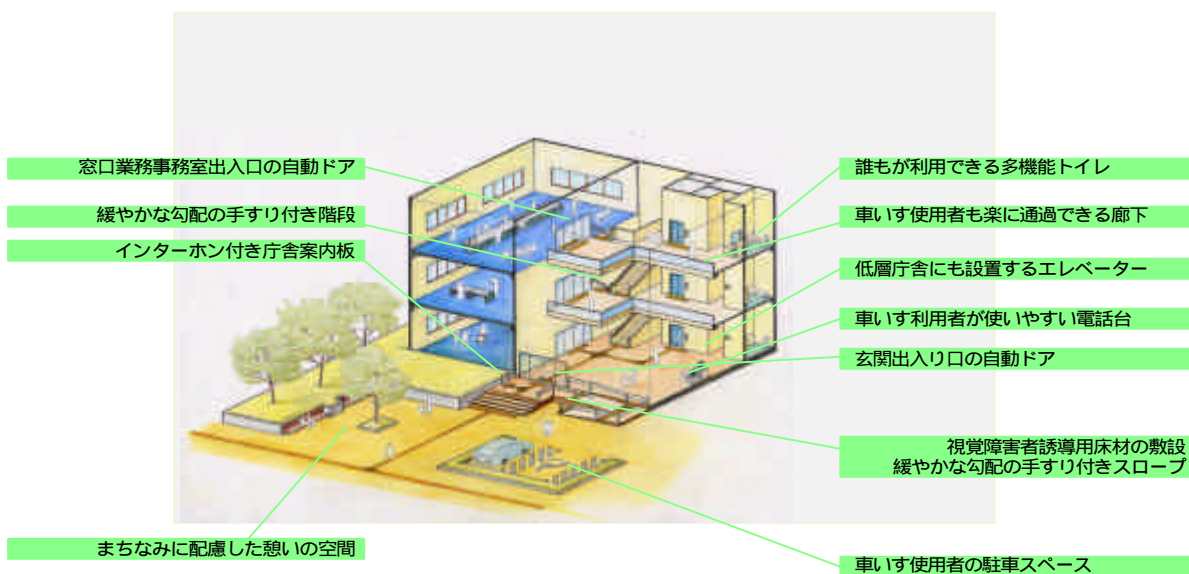
#### (4) 誰もが利用できる施設の整備と情報化への対応

「ハートビル法」の趣旨を踏まえ、高齢者・障害者等の利用に、よりきめ細かく配慮したバリアフリー化のための施策を推進し、窓口業務を持つ官署の入居している全ての官庁施設について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう、所要の施設整備を早急に行う。

さらに、国土交通省は、従来の施策の内容をより一層発展させた高度なバリアフリー化を推進するとともに、地方公共団体等と連携を図り、シビックコア地区等まちづくり計画の中でバリアフリーに関する整備内容の調整、案内表示の充実等を進めるほか、今後、ユニバーサルデザインの導入に向けて検討を進める。

一方、官庁施設の整備に当たっては、政府の行政情報化推進施策を踏まえつつ、行政サービスの高度化に資するため、霞が関WANの活用、情報の大容量化、施設のO Aフロア化を含む情報化対応を推進するとともに、各省各庁の業務形態等に即した施設面の情報セキュリティを確保できる安全性・信頼性対策を充実強化する。

国土交通省は、情報通信機器の導入を地方出先機関まで可能とするため、執務環境等の整備、施設内あるいは施設間の行政情報ネットワークの整備を行うほか、国民と行政との双方向の情報交換を可能にする行政情報プラザの整備を推進する。



高度なバリアフリー化庁舎のイメージ

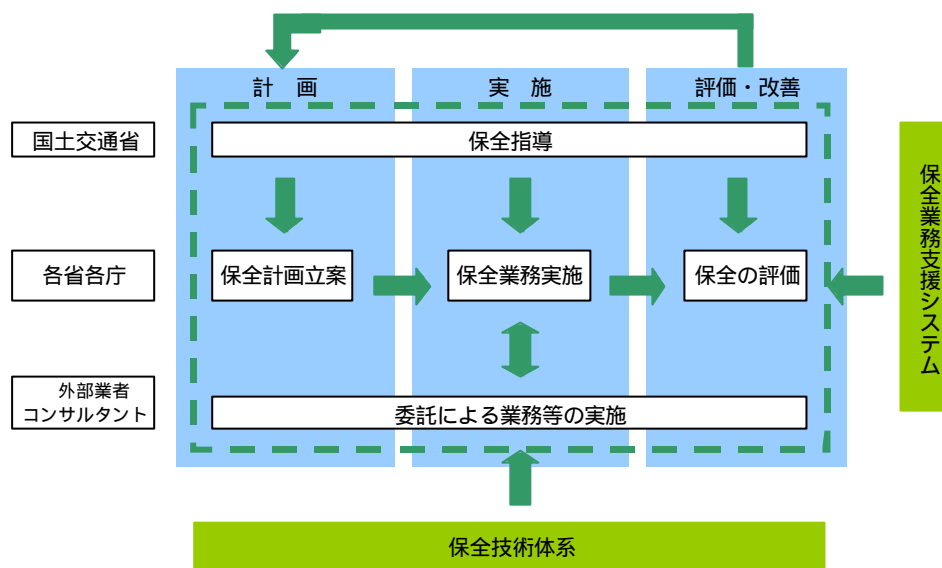
#### (5) ストックの有効活用と耐久性の向上

官庁施設として必要な性能を確保するには、既存施設を可能な限り有効活用することが重要である。このため、機能劣化への適切な対処により信頼性の確保を図るとともに、防災機能の確保、環境負荷低減、高度情報化、バリアフリー化など新たな社会的ニーズに対応し、成熟社会にふさわしい品質を備えたものとするよう適切な機能更

新を行う。

さらに、老朽化等で修繕による対応が困難なもので新嘗による整備を行う場合であっても、限られた財源や資源を有効に活用し、社会情勢の変化に的確に対応できるフレキシビリティのある、長期的耐用性を有した施設として整備を推進する。

国土交通省は、官庁施設の膨大なストックの有効活用を図るため、今後、保全の適正化・効率化に必要な技術的基準の整備と支援体制の充実を推進する。また、保全計画の立案、保全の実施、保全実施状況の評価、改善という保全のマネジメントサイクルを確立するとともに、ITを活用した保全業務支援システムの構築を推進する。



保全のマネジメントサイクルを踏まえたストックマネジメント技術の体系

## 2. 実施手法の見直しと一層の効率化を図った官庁施設整備の推進

### (1) 説明責任の向上とコミュニケーション型行政の推進

官庁施設の整備に当たっては、国民及び利用者、地域住民への説明責任を向上させ、実施過程の透明性を高めた施設整備を推進する。また、必要に応じ、整備内容について国民または利用者から意見を聴き、適切に反映させる手法について検討を進める。

国土交通省では、「公共事業のアカウンタビリティ向上委員会」を設置（平成10年9月）し、「公共工事の説明責任（アカウンタビリティ）向上行動指針」（平成11年2月）において、公共事業の実施を国民から託された国土交通省が説明責任を向上させていくための考え方を、情報の共有化とコミュニケーションの推進、社会資本に関する論点の明確化と臨機の対応、全てのプロセスにおける評価の明確化、

公共調達の不断の改革継続の4点に整理し、具体的な改善方策を示した。また、行政の透明性の向上と対話を重視し、社会資本整備を国民との協働、共創作業として展開していくコミュニケーション型国土行政を体系的かつ積極的に推進することを目的として、平成11年1月に「コミュニケーション型国土行政の創造に向けて」を決定

し、公表した。官庁施設の整備に当たっても、これらを踏まえ、説明責任の向上とコミュニケーション型行政を積極的に推進する。

## (2) 民間投資の誘発・活用と入札・契約の適正化

社会資本の整備に当たっては、民間投資の誘発・活用や都市の再生が課題となっている。こうした状況の下、国土交通省は、大都市圏において、民間施設と一体となって都市拠点を形成するような官庁施設の整備については、原則として民間資金、能力を活用したPFI方式を導入することとする。

また、入札・契約制度の改革に伴い増大する入札・契約手続、工事監督業務及び検査業務の円滑な実施を図るとともに、入札における透明性・公平性・競争性の確保のために、積算数量の公開、予定価格及びその積算内訳の事後公表を引き続き実施する。さらに、電子入札を全面導入するとともに、総合的なCALS/ECの実現に向けた検討を進めることとする。

入札契約手続については、総合評価落札方式、設計・施工一括発注方式、ISO9000シリーズの適用等、多様な入札方式の試行を通じ、技術力を重視した入札方式の検討を進めるとともに、入札参加者の適正な選定のため、技術審査を的確に運用することとする。また、基準類の国際化への対応や外国企業の参入等、建設市場の国際化に関する所要の施策を引き続き適切に講ずることとする。

さらに、平成14年3月の「公共工事の入札契約のより一層の適正化に向けて」に基づき、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）の徹底とフォローアップ、入札契約制度に係る運用改善、不良・不適格業者の排除等の方策を実施し、発注者としての責任を果たすこととする。

## (3) 政策評価の導入と事業評価の拡充

政策評価については、真に国民の立場に立ったものとし、評価結果を活用した顧客重視・成果重視のマネジメントを体系的に確立するため、政策評価を的確に行うこととする。

公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図るため、全ての官庁施設について事業評価手法の検討を進め、導入を推進する。また、事業評価結果を公表し、国民への説明責任を果たすとともに、今後の事業の推進に適切にフィードバックを図るものとする。

国土交通省は、所管予算に係る官庁営繕事業について、事業の再評価システム及び新規事業採択時の評価を平成10年度から導入したところである。今後は、新しい実施要領に基づき、事業採択後一定期間経過後で未着工の事業や長期にわたる事業等を対象に事業の再評価を行い、その結果に基づき必要な見直しをするとともに、新規事業採択時評価について、費用対効果分析を含む事業の効果と、従来の事業の緊急性、

計画の妥当性と併せた総合的な評価を実施することとする。さらに、施設の完成後一定期間が経過したものについて、所期の効果が表れているかを検討する事後評価についても実施する。

#### (4) 総合的な品質確保とコスト縮減の推進

国土交通省は、各省各庁における基準の標準化、統一化により作成された省庁共通規格及び「公共建築工事標準仕様書」等を踏まえ、総合的な品質確保に資する技術基準類の所要の改訂を行う。また、官庁施設の一層の品質確保のため、ISO 9000の認証を取得している請負者の品質管理手法を有効に活用するとともに、電子情報を有効に活用するため建設CALSの導入促進を図る。このほか、工事監理業務の適切な履行の確保を目的として制定された建築工事監理業務委託契約書及び同共通仕様書の適切な運用を図ることとする。

また、建設工事現場においては、若年労働者の不足と作業員の高齢化が深刻な問題となりつつある。官庁施設の整備に当たっては、施工合理化工法や施工新技術の活用を進めるとともに、優秀な技術者を現場に導入するため、資格制度の有効活用を図ることとする。

建設コストについては、これまでの縮減方策を踏まえ、社会性、環境保全性、安全性、機能性、経済性等の官庁施設が本来備えるべき性能及び品質を確保しつつコスト縮減を推進する。今後は、これまで実施してきたコスト縮減施策の定着、新たなコスト縮減施策の推進及び工事コストの低減だけではなく、工事の時間的効率性の向上、工事における品質の向上によるライフサイクルコストの低減等を含む総合的なコスト縮減を図ることとする。

国土交通省は、コスト縮減や性能向上に有効な設計VEを一層推進するとともに、営繕積算基準等の統一と公開、営繕積算システムの機能拡充及び利用拡大、市場単価方式の拡大による積算の合理化を推進する。さらに、入札時VE方式及び契約後VE方式の試行を推進するほか、工事の平準化等の方策を推進する。

#### (5) 連携の強化と外部委託の推進

行財政改革の推進が図られる中、顧客の視点に立ち、良質な官庁施設及びサービスを効率的に提供するため、営繕事業を効率的かつ効果的に実施する。

このため、各省各庁の連携のもと官庁施設の整備水準等の設定及び実施に関する技術基準類等の統一化をより一層推進するとともに、設計業務等を民間に委託し民間活力の活用を図るための所要額の確保、委託業者の選定及び評価手法の確立等必要な措置を講ずることとする。また、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において、入札・契約の適正化を図るため、統一的、整合的な取組が求められており、発注者相互の連絡、協調体制の強化が必要である。このため、中央

官庁営繕担当課長連絡会議等を活用し、連携の強化に努めることとする。

このほか、施設の維持管理に際しては官庁施設を常に良好な状態に保ち、良質な行政サービスを提供する必要があることから、計画的な保全の実施のための施設管理者に対する適切な保全指導及び支援体制の整備を行うこととする。